

総合資源エネルギー調査会 省エネルギー・新エネルギー分科会 省エネルギー小委員会  
工場等判断基準ワーキンググループ  
取りまとめ（概要）

1. 背景・目的

我が国は、エネルギー源の中心となっている化石燃料に乏しく、その大半を海外からの輸入に頼るといふ根本的な脆弱性を抱えており、エネルギーを巡る国内外の状況の変化に大きな影響を受けやすい構造を有している。そのため、安全性の確保を大前提に、経済性、気候変動の問題に配慮しつつ、エネルギー供給の安定性を確保しなければならない。こうしたエネルギー基本計画の考え方を踏まえ、平成 27 年7月に策定された「長期エネルギー需給見通し」(エネルギーミックス)においては、石油危機後並のエネルギー消費効率の改善を達成し、平成 42 年度に対策前比で 5,030 万 kl(原油換算)程度の省エネルギーを実現するとの見通しが示された。

平成 29 年度の工場等判断基準ワーキンググループにおいては、エネルギーミックスの実現に向け、(1) 業務部門におけるベンチマーク制度の対象業種の拡大、現場のエネルギー管理を踏まえた投資判断を促進する観点からの(2) 工場等判断基準の基準部分に係る見直しについて審議を行った。

2. 取りまとめ概要

(1) 業務部門におけるベンチマーク制度の対象業種拡大

今年度は、食料品スーパー業、ショッピングセンター業、貸事務所業について、ベンチマーク制度導入に向けて、①対象事業、②ベンチマーク指標、③目指すべき水準について審議を行った。

I. 食料品スーパー業におけるベンチマーク制度

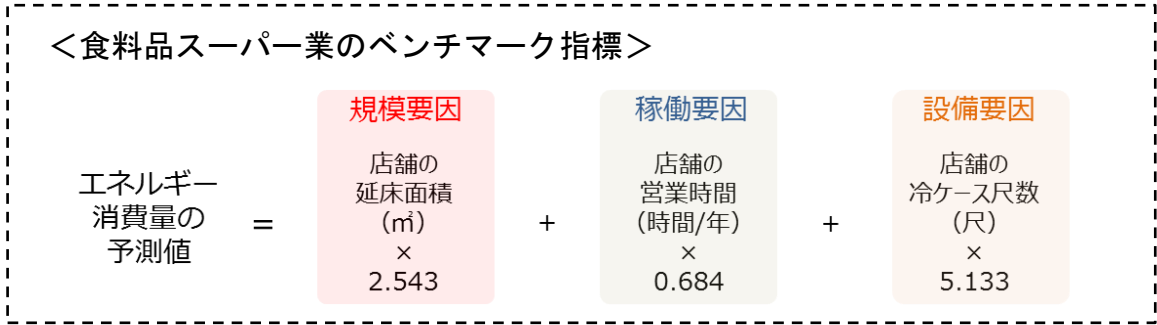
①対象事業

商業統計で掲げる業態分類表における「食料品スーパー※」について、事業者単位で当該店舗のエネルギー使用量の合計が 1,500kl 以上の場合は、ベンチマークの報告を必要とする。

※セルフ方式を採用、取扱商品のうち「食」の販売額が全体の 70%以上、売場面積が 250 m<sup>2</sup>以上。

②ベンチマーク指標

「規模要因（総延床面積）」、「稼働要因（自店舗営業時間）」、「設備要因（冷ケース尺数）」を考慮した重回帰式（ある項目を複数要素に分解して説明するもの）を採用する。



③目指すべき水準

上位 15%が達成できる水準である 0.799 に設定する。

Ⅱ. ショッピングセンター業におけるベンチマーク制度

①対象事業

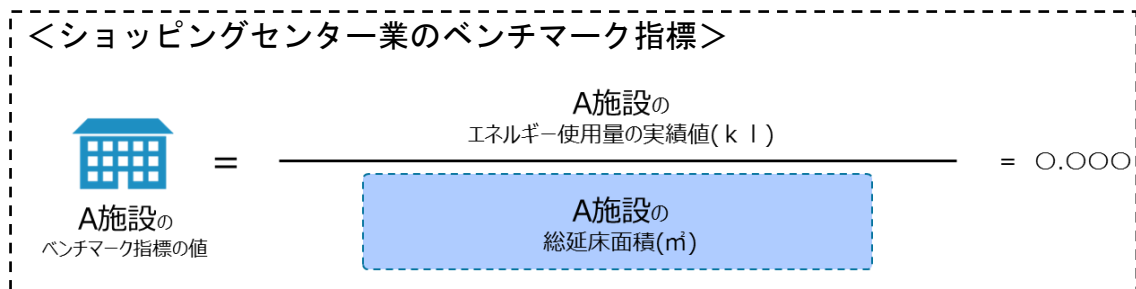
日本標準産業分類における「貸事務所業 (6911)」のうち、貸事務所業、貸店舗業に該当し、かつ下記条件を満たす施設のエネルギー使用量の合計が 1,500kl 以上の場合は、ベンチマークの報告を必要とする。

＜条件＞

- ・ 店舗面積が 1,500 ㎡ 以上で、主たる貸店舗を除く 10 店舗以上の貸店舗を有する。
- ・ 主たる貸店舗の面積が施設全体の 80 パーセントを超えないこと。ただし、その他の小売業の店舗面積が 1,500 ㎡ 以上である場合はこの限りではない。
- ・ 共用部の大部分が屋外にある施設及び地下街に該当しない。

②ベンチマーク指標

当該事業を行っている施設におけるテナント分を含むエネルギー使用量 (単位: キロリットル) を総延床面積 (単位: 平方メートル) にて除した値を採用する。



③目指すべき水準

上位 15%が達成できる水準である 0.0305 (kl/㎡) に設定する。

Ⅲ. 貸事務所業におけるベンチマーク制度

①対象事業

日本標準産業分類における「貸事務所業（6911）」のうち、主として事務所を比較的長期に賃貸する事業所について貸店舗及び貸倉庫の用途に供する部分を除いた事業を対象とし、事業者単位でその事業のエネルギー使用量の合計が1,500kl 以上の場合は、ベンチマークの報告を必要とする。

#### ②ベンチマーク指標

当該事業を行っている事業所において、省エネポテンシャル推計ツールによって算出される省エネ余地（単位：パーセント）を事業所ごとの当該事業に要するエネルギー使用量により加重平均した値を採用する。

#### ③目指すべき水準

16.3%に設定する。ただし、初年度の報告をもって当該水準は見直す。

### IV. ベンチマーク制度の今後の検討方針

来年度の工場等判断基準ワーキンググループにおいては、官公庁と学校（大学）への制度導入の検討を中心に審議を行う。加えて、病院や図書館、博物館、制度未導入の製造業への制度導入の可能性を検討する。また、制度を導入することが難しい業種については、国が定期報告書等の情報を活用して分析を行い、ベンチマークに準ずるような指標を定めることについても検討を実施する。

#### (2) 工場等判断基準の基準部分に係る見直し

エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和54年法律第49号。省エネ法。）は、平成20年の法改正において、事業所単位規制から事業者単位規制に移行し、特定事業者及び特定連鎖化事業者にエネルギー管理統括者とエネルギー企画推進者の配置が義務付けられ、事業者のエネルギー管理体制の整備が進んだ。

しかし、事業者が取り組むべき措置を定めた工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する事業者の判断の基準（平成21年経済産業省告示第66号。工場等判断基準。）は従来の現場のエネルギー管理を想定したエネルギー消費設備ごとや工程ごとの構成や規定を踏襲しており、経営層を巻き込んだ大規模な省エネ投資を必ずしも促せていない。

工場等判断基準については、エネルギー管理統括者等の経営層を巻き込み、現場のエネルギー管理を踏まえた大規模な投資判断を促進するとともに、エネルギー企画推進者等を通じて現場と経営を繋ぐ役割を強化するような見直しが必要である。

なお、見直しに当たっては、事業者として、必要に応じて省エネ取組の評価の客観性を高める工夫を検討するとともに、経営層の責務として、省エネを進めるために必要となる人材の育成という視点も考慮すべきであるとの意見があった。

上記を踏まえ、工場等判断基準の基準部分について必要な見直しを実施する。